

利用者負担額について（障害福祉サービス）

利用者負担は原則として1割の定率負担と食費、光熱水費が実費負担になります。

定率負担は、所得に応じて次の4区分の利用者負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

利用者負担上限月額表

区分	世帯の収入状況（※）	通所施設 在宅サービス利用時の 負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般（障害者）	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割16万円未満）	9,300円
	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割16万円以上）	37,200円
一般（障害児）	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割28万円以上）	37,200円

※ 世帯の範囲は次のとおりです。

- ・18歳以上の障害者（施設入所の18歳19歳を除く）または難病を有する方の場合は、「本人」、配偶者のある方は「本人と配偶者」
- ・障害児（施設入所の18歳19歳を含む）または難病を有する児童の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村税課税世帯の場合、負担上限月額は37,200円となります。

※ 幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月1日より3歳から5歳までの就学前障害児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額が無償化となりました。（児童発達支援等の障害児通所支援を利用する障害児であって、満3歳になって初めての4月1日から3年間の期間が対象です。）